

財団法人都市農山漁村交流活性化機構の業務の外部発注に関する選定基準及び手続

(財)都市農山漁村交流活性化機構(以下「機構」という)が業務の一部を外部に発注する際の基準等を次のとおり定める。

1 対象となる業務

(1) この基準等の対象となる業務は、以下に掲げる事業に関連するものであって、国、地方公共団体等からの補助、委託、請負その他依頼を受けて機構が実施する業務とする。

都市農村交流対策事業
農山漁村振興対策事業
地域食品電子商取引推進支援事業
経営構造対策推進事業
地域活性化支援事業
その他特にこの基準の対象とする必要のある事業

(2) (1)の業務のうち、この基準等の適用になじみ難い次の業務に関する外部発注については、この基準等の対象外とする。

日常的業務に必要な文房具、書籍等、軽微な物品の購入並びに会議室及び車両の借り上げ等日常の一般業務の遂行において必要とされるもの

会議等開催にかかる業務であって、主として役務提供業務であるもの
各種の調査結果及び報告書等の印刷業務であって、通常の見積もり合わせによって発注業者を決定しているもの

機構会計規程第36条ただし書き(4)に該当する予定価格が100万円(消費税抜き)未満のもの

緊急等特別の事情による業務であるもの(但し、次期の業者選定委員会において報告するものとする。)

2 選定基準

機構が業務の一部を発注する民間業者等を選定するに当たっては、次の基準によるものとする。

(1) 民間業者等は、次のすべての基準に該当するものでなければならないも

のとする。

民間業者等の業態及び組織が、契約期間中に安定して業務を継続することができることと認められること。

民間業者等の組織の規模又は職員の数、発注業務を遂行するのに十分なものと認められること。

民間業者等が発注業務を適切に遂行するのに必要な設備、施設を有していると認められること。

民間業者等が発注業務を適切に遂行するに足りる専門的な知識・技能を有していると認められること。

民間業者等が発注業務の適切な遂行に必要な資金力を有しており、会計・経理が適切に行われることと認められること。

- (2) 能力・設備等において同一水準にある複数の民間業者等の中から一部の民間業者等を選定する場合には、次のいずれかに該当するものを優先して選定するものとする。

公募に当たって、その業者から提案された内容が、選り優れたものと認められること。

より低廉な価格で業務を引き受けるものであること。

- (3) 次のいずれかに該当する民間業者等については、選定しないものとする。

発注業務に関連して、過去において法令、通達及び機構との契約に関する違反があったこと。

過去において発注業務の遂行状況が悪く、又は期限を著しく遅延するケースがあったこと。

過去において、委託先の市町村その他の関係者から苦情やクレームが寄せられた民間業者等であること。

業務の遂行に当たり、他の民間業者等に業務の全部又は一部の発注(いわゆる孫請け)を行うこと。

3 選定手続き

機構が上記基準により外部発注先を選定するに当たっては、以下の手続きによるものとする。

(1) 民間業者等の公募

機構は、その業務の一部を外部の民間業者等に発注するに当たっては、公募によることを基本とするものとする。この場合、発注する業務の

内容及び公募に対する申し込みの期限を付して、インターネット等により公表するものとする。

(2) 民間業者等の選定

機構は、別に定めるところにより設けられた選定委員会において、公募を行った業務につき、2の選定基準に基づき、発注先の民間業者等の選定を行い、その結果を基に民間業者等を確定するものとする。

この場合、業務内容、発注時期、予想される受注希望者等に応じて次の3つの方式により選定委員会において民間業者の選定を行う

一般公募方式

一般公募により発注業者を募り、選定委員会において提案内容、金額等により発注業者を選定する。

登録方式

発注時期が特定できないため、一定数の受注業者の候補を事前に公募方式により募り選定・登録しておき、具体的発注案件が生じた場合に提案内容により受注業者を選定する。

競争入札方式

業務について仕様を明確にしたうえで、公募により受注業者を募り、入札金額をもとに受注業者を選定する（この場合においては、結果を業者選定委員会に報告することとする。）。

(3) 上記手続きが整わない場合の措置

公募に応じた受注希望者について、選定委員会の審査の結果妥当と判断された受注希望者が予定数を（原則 1件あたり2社以上）下回る場合には、再公募を行い、上記手続きに沿った選定・公表を行うものとする。

再公募の結果、これに応じた受注希望者が予定数に満たない場合は、機構が受注希望者を探し、選定理由を付して委員会に諮った上で、随意契約方式により発注先を確定し、公表するものとする。

(4) 選定委員会の選定結果の取り直し

選定委員会の決定後、業務実施が不可能となる事由が生じた場合又は2の(3)の欠格事由が認められた場合には、決定内容の変更又は取消しを行うことができる。この場合においては、上記の(1)～(3)の手続きに準じて再度の選定を行う

(5) 随意契約による外部発注

以下の場合には、随意契約方式により発注先を確定することができる。

(但し次期の業者選定委員会において報告するものとする。)

専門性の高い分野について、教育機関、国、地方公共団体その他公的試験研究機関の職員、専門的な知識・技術を有する企業団体等に業務の一部を依頼する場合

講演、事例発表等依頼する業務の内容からみて、公募になじまず、特定の者に依頼することがやむを得ない場合

(6)選定結果等の公表

機構は、次の事項において、選定委員会に諮って決定した場合には、速やかに、インターネット等を通じて公表するとともに、農林水産省へ報告するものとする。

選定基準

選定委員会の開催実績

選定した発注先の民間業者等

(3)及び(4)の事由が生じた場合には、その旨及びその結果

附 則

この規程は、平成14年2月26日から適用する。